

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		平成二十八年 十一月十四日	指定の年月日
号地先水路まで	号地先水路から	号地先水路まで	指定に係る道路の位置
埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百五十三番一	埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百五十五番一	埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百七十六番地 先から	指定に係る道路の位置
埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百五十三番一	埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百六十一番一	埼玉県八潮市大字古新田字仕込五百八十八番一 地先まで	指定に係る道路の位置
八十六・四	百四十四・五	五十八・四	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)